

10月から幼児教育・保育の無償化がスタートします

令和元年5月に国の子ども子育て支援法が改正され、10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が実施されます。

【対象者】

- 3歳児から5歳児までのすべての子どもたち
- 満3歳^{※1}で幼稚園や認定こども園の教育部門へ入園する子どもたち（ただし、小松島市内には満3歳で入園できる施設はありません）
- 0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたち

【無償化の範囲】

- 無償化の対象となる施設・事業は管轄する自治体による「確認」を受けたものに限ります。小松島市内の「確認」済み施設・事業は市ホームページで公開します。
- 利用する施設・事業により、対象となる年齢や無償化される額が異なります。

利用する施設・事業	保育の必要性	無償化の範囲		
		0～2歳児	満3歳児 ^{※1}	3～5歳児
保育所、認定こども園（保育部門） 地域型保育事業	必要	住民税非課税世帯のみ無償化		無償化
幼稚園（新制度） ^{※2} 認定こども園（教育部門）	不要	—	無償化	
幼稚園（新制度未移行） ^{※3}	不要	—	無償化（月額25,700円まで） ※国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで	
幼稚園の預かり保育 認定こども園（教育部門）の預かり保育	必要	—	住民税非課税世帯のみ無償化 〔利用日数×450円〕 〔月額16,300円まで〕	無償化 〔利用日数×450円〕 〔月額11,300円まで〕
認可外保育施設 一時預かり事業、病児保育事業 ファミリー・サポート・センター事業	必要	住民税非課税世帯のみ無償化 （月額42,000円まで）		無償化 （月額37,000円まで）
企業主導型保育事業	必要	住民税非課税世帯のみ無償化 （事業主拠出分による）		無償化 （事業主拠出分による）
児童発達支援、保育所等訪問支援 など ^{※4}	不要	—		無償化

※1 3歳になってから最初の3月31日までの間にある子ども。

※2 子ども・子育て支援新制度に移行済みの幼稚園。小松島市内の公立幼稚園はすべて新制度に移行しています。

※3 子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成の対象となる幼稚園。

※4 幼稚園、保育所、認定こども園等と併用する場合、両方の利用料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化に必要な手続き -申請は9月27日まで-

保育所、認定こども園、幼稚園（新制度）、児童発達支援等を利用している場合、無償化のための新たな手続きはありませんが、幼稚園（新制度未移行）、幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する場合、10月から無償化を希望する方は以下の表に示す書類の提出が必要です。

利用する施設・事業	申請書類	提出先
保育所、認定こども園（保育部門） 地域型保育事業	無償化に伴う新たな手続きはありません。	—
幼稚園（新制度） 認定こども園（教育部門）		
児童発達支援、保育所等訪問支援など		

次ページへ